

鳴門市セミセルフレジ導入業務仕様書

1. 業務内容

POSシステム内蔵レジスター及び自動釣銭機を導入し市民課、税務課及び保険課等の窓口での証明書交付手数料や市税、国民健康保険料等の公金収納における職員の事務負担軽減を図るとともに、現在現金のみで収受している証明書交付手数料等については、キャッシュレス決済を取り入れることで、支払い方法の選択肢を増やし、来庁利用者の利便性向上を図ることとする。

2. 設置場所及び設置台数

鳴門市役所 本庁舎 1階 市民課（2式）
2階 税務課（1式）、会計課（1式）
保険棟 1階 保険課（1式）

3. 調達機器、納入期限等

調達機器	台数
(1) POSシステム内蔵レジスター	5台
(2) セカンドディスプレイ	
(3) レシートプリンター	
(4) 紙幣/硬貨自動釣銭機	
(5) キャッシュレス決済端末	

※保守契約については、別途締結する。（無償保証サービス期間を含む5年契約）

※運用にかかわる指定納付受託業務については令和6年度に別途契約を行う予定である。

4. 機能仕様

(1) POSシステム内蔵レジスター及び自動釣銭機

(ア) POSシステム内蔵レジスターは、対面セルフ使用でありカウンター上に設置する。

(イ) カラー液晶ディスプレイタッチ式で、TFT-LCD15インチLEDバックライト、5線式抵抗膜方式で防滴性（IP65相当）を有すること。

(ウ) ディスプレイは職員側・来庁利用者側双方に項目と金額の表示ができ、来庁利用者側に表示される「はい」等の表示をタッチ後に収納する形式とできること。
また、双方のディスプレイはセパレート（分割）して設置が可能なこと。

- (エ) ガイダンス機能を有し、「お金を投入してください」、「お釣りをお取りください」等の音声案内が可能なこと。また、ランプやブザーにより、お金の投入口や釣り銭の取り出し口の案内、釣り銭の取り忘れの防止機能があること。
- (オ) アップデートが不要なホワイトリスト方式によるマルウェア対策をすること。
- (カ) 科目用メニューボタンは、1 ページ 60 メニュー、ページ数は 40 以上であり、文字色 4 種類以上、背景色 50 種類以上選択可能なこと。
- また、メニューボタンには当日の各処理件数を表示できること。
- (キ) 精算（レジ締め）取り消し機能を有し、誤って精算した場合には、直後であれば精算取り消しが容易に可能なこと。
- (ク) 科目別の集計及びグループ別、期間を設定した集計が可能であり、集計データは CSV 形式での出力が可能なこと。また、入金した情報の各種集計確認は、業務中及び業務終了後の実施に対応できるものであること。
- パソコンで集計出力やジャーナル検索できる集計ソフトを付属させること。
- (ケ) 預かった現金を自動計数／収納し、支払額に応じた釣り銭を自動で出金する機能を有すること。
- (コ) レシート発行、レシートに発注者が定めるデザイン及び文字を印字できること。
- (サ) 小切手や汚損貨幣（機械読取不可なもの）など現金以外での取引（手入力）が可能なこと。また現金と現金以外の複合取引（一部現金、一部小切手等）にも対応すること。
- 集計には現金取引額と現金外取引額（手入力分）が明確にわかること。
- (シ) 在高確認機能として、紙幣／硬貨自動釣銭機内の現金在高をディスプレイ表示及びレシートへの出力が可能なこと。
- (ス) 入出金機能として、取引以外に金種（枚数）指定、もしくは金額指定で入金（準備金の補充など）や出金（機内現金フル時の放出など）が可能なこと。
- また、それらの操作ログをジャーナル記録可能なこと。
- (セ) 入金時の不良硬貨及び紙幣のリジェクト機能を有すること。
- (ソ) 残置回収機能として、機内現金は、全回収のほか、任意に設定した「準備金」を残し「収納金」のみを回収することが可能なこと。
- また、「準備金」設定は、残置させる金額（紙幣と硬貨の総額）を設定する「金額残置設定」と金種毎に残置させる枚数を設定する「枚数残置設定」が可能なこと。
- (タ) トラブル発生時には液晶ディスプレイにてイラストによるガイダンスが表示可能なこと。
- また、待機時にエラー解除を体験できるシミュレーション機能を搭載していること。
- (チ) 令和 6 年 7 月に刷新される新紙幣に対応できるものであること。
- ※有償の場合は見積額を提示すること。

(ツ) キャッシュレス決済利用の対象外となる公金収納については、キャッシュレス決済を受け付けないためのシステム上の機能を要すること。ただし、その機能を有しない場合は運用上の工夫により、現金のみでの収納となるような提案を行うこと。

(2) キャッシュレス決済端末

(ア) クレジットカード決済、電子マネー決済及びQRコード決済が可能であること。

(イ) キャッシュレスにより決済した旨が記載されているレシートが発行可能であること。

(ウ) クレジットカード等の支払い方法については、一括払いのみ可能とすること。

(エ) POSシステム内蔵レジスターと連動可能であること。

(3) ネットワーク環境

(ア) インターネット回線が必要な場合は、市が用意する。

5. 指定納付受託について

(1) 指定納付受託業務の対象となる収入

令和3年度の導入予定窓口における手数料歳入額は次のとおり。

税証明等手数料	2, 212, 450円
戸籍住民基本台帳等手数料	21, 652, 650円
合計	23, 865, 100円

(2) 指定納付受託業務の方法

(ア) キャッシュレス決済事業者が、地方自治法第231条の2の3第1項の規定による当市の指定納付受託者となること。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(イ) キャッシュレス決済の立替金については、毎月末日を締め日として計算し、翌月末日までに当市が指定する口座に納入するものとする。ただし、月単位の入金サイクルが対応できない場合、できる限り少ない入金サイクルを提案すること。

(ウ) 納入する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

(エ) 立替金の明細書を作成し、納付日の2週間前までに提出すること。

(オ) 立替払いをした交付手数料については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、当該交付手数料に決済手数料率を乗じて得た金額を、キャッシュレス決済手数料として明細を添えて当市に請求するものとする。ただし、この対応ができない場合は、別途、提案すること。

(カ) 立替金、手数料ともに、金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(4) キャッシュレス決済対応ブランドについて

下記の決済方法について、具体的なブランド名、個別の決済手数料を提案すること。

(ア) クレジットカード：2種類以上

(イ) 電子マネー：5種類以上

(ウ) QRコード：5種類以上

6. 納品物

(1) 調達機器一式

(2) マニュアル 4部

7. 納入・設置

(1) 納入する機器は、新品であること。

(2) 調達機器を正常に稼働させる上で、必要なケーブル類等を見積額に含めること。

また、調達機器の設置作業や初期設定費用も見積額に含めること。

(3) キャッシュレス決済が可能である旨の標識は、キャッシュレス決済事業者の負担とすること。

8. その他

(1) 運用開始初日までに、十分な取り扱い説明及び研修を実施すること。

(2) その他不明な点は、担当部署と協議の上決定すること。

9. 問い合わせ先（発注担当課）

鳴門市 会計課（鳴門市本庁舎 2 階東側）

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL：088-684-1133 FAX：088-684-1336

Mail：kaikei@city.naruto.i-tokushima.jp